

ID: 5

担当部署: 総務課

処分の概要	閲覧の中止		
例 規 名 根 拠 条 項	聖籠町情報公開条例施行規則 第4条第3項		
例 規 番 号	平成10年 規則第20号		
<p>【根拠条文】</p> <p>(公文書の公開の実施方法)</p> <p>第四条</p> <p>3 町長は、公文書の閲覧を受ける者が当該閲覧に係る公文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときは、当該公文書の閲覧の中止を命ずることができる。</p> <p>【基準】</p> <p>根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設 定 年 月 日	平成 22 年 4 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日